

結論

グレーゾーンにおける 米国のシーパワーの決定的使用のための選択肢

ライアン・D・マーティンソン
アンドリュー・S・エリクソン
木村初夫「訳」

北京は中国の情報筋が東アジアの海上グレーゾーンにおける「砲煙のない戦争」と称するものを遂行している。すでに重要な分野において勝利しているが、放つておけば、さらに多くの勝利を収めることになるであろう。これまでの中国の最大の利点の1つは、単独の国家で実効的な対応はもちろんのこと、状況を理解し、特徴付けることが外国にとって困難であることである。世界を代表する分野別専門家からの寄稿で、本書は中国の準海軍組織の拡大を推進する力とドクトリンを解明することによってそのギャップを埋めることをねらっている。以下に述べることは北京のグレーゾーン支配に対する米国の対応の簡単な検証であり、それに引き続き米国の政策立案者がどのようにして成功を実現しまた失敗を改善することができるかについての選択肢を示している。¹

海洋での中国の行動は、直接的にも間接的にも米国の利益に害を及ぼしている。海洋国として、米国は国際法の範囲内で世界の大洋への最大限のアクセスを要求している。そのアクセスを妨害する行動は米国の海洋の自由を侵害している。中国が米国の同盟国やパートナー国の正当な海洋の自由と海洋権益を侵害している場合、米国の利益を間接的に害することになる。³ このような行動はワシントンの友好国に対するコミットメントの信頼性を下げ、また我々の同盟システムの基盤（すなわち米国の世界的影響力の真の源泉）を揺るがしている。さらに、米国を含むすべての国の海洋の自由とその近隣諸国の海洋権益の双方を抑圧し侵害する中国の取り組みは、規範に基づく国際秩序を損なうものである。

ほとんど認識されていないが、西太平洋における海洋の自由を守るためにワシントンの取り組みはかなり成功してきた。中国が違法にその周りの海に「境界線」を設定すると、米国の軍艦はその中を航行する。中国は米国の対応の真剣さを認識しており、今までのところは全体に譲歩している。

しかし、中国の侵害に対する同盟国の海洋権益擁護を米国が支援する場合、米国は多様な対応の記録を持っている。2006年半ば以来、中国は、自国の支配海域を急速に拡張しており、そのことは米国の同盟国およびパートナー国の正当な海洋権益を侵害している。米国の政策は、中国のグレーゾーン拡張を止めることにはほとんど失敗してきた。ワシントンはもちろんすべての責任を負うことはできない。結局のところ、中国の侵害から自国の水域を守るために最終的な責任は沿岸国自身が負っている。しかし、同盟国が正当な海洋権益主張の支援において米国がより直接的な役割を果たすのはどのようなものかという理由で、ワシントンは北京の失地回復主義者に勢いを与えてしまった。米国の政策のどのような変更もここから始める必要がある。また、米国はもっと多くのことをする力を持っている。

由で、シンガポールの失地回復主義者に譲りを与えてしまった。米国の方針のどのような変更もここから始める必要がある。また、米国はもっと多くのことをする力を持つている。

海洋の自由を守る

米国は、マリアナ諸島の西側にある陸地を所有または権益を主張していないため、東シナ海および南シナ海における主権紛争の結果には所有の利害関係がない。しかし、北京の海洋権益の主張は、米国の海洋の自由、とりわけ、国際法が許容する海域ではどこでも、海軍作戦を実施する自由は妨げられていないことに對しての直接的脅威である。中国は排他的經濟水域（EEZ）を安全水域に変えようとしている。中国は、自国のEEZ内の外国の海軍活動を制限するという特權を宣言し、米国が第一列島線内の巨大な海域へのアクセスを妨げている。また、陸の地形の周囲に基線を引く中国の方法（管轄海域を画定するための最初のステップ）も、米国の利益を脅かしている。島嶼、岩礁、および環礁を個別の地形ではなく群として扱うことによって、北京は自國が法的に権益を主張する権利があるとされるよりもはるかに多くの「中国」の空間を作り出している。

米国は、行動に影響を及ぼすための中国の過度の権益の主張を認めることを当然のこととして拒否している。たとえば、米国海軍の特殊任務船は、中国のEEZで定常的に行動している。米国海軍艦船インペツカブルやヴィクトリアスのような海洋監視艦は、強力な曳航アレイで海中を監視し、外国の潜水艦の活動に関する情報を収集している。一方、米国海軍艦船バウティチやヘンソンのような海洋調査艦は、艦隊が依存するシステムやモデルに入力するための基礎的海洋データを編集している。これらの作戦により、⁴米軍はこの地域における国家安全保障上の国益に貢献するために航行の自由行使している。

また、米国海軍は拒否を目的とする活動、すなわち中国の過度の権益の主張に抵抗するという唯一の目的のために実施される活動にも従事している。中国の権益の主張が明確であるところへは、米国海軍は航

行の自由作戦（FONOP）を行うために艦船を派遣している。たとえば、これらはパラセル諸島、すなわち、中国が他の国に開放すべき水域に主権を課そうとしたところで生起した。米国海軍は、中国が次の境界線を組み立てる前に、中国がまだ行っていないという権益の主張に異議を唱えるためにFONOPのような活動でも機先を制して行い米国の立場を示している。中国は、領海の権利が与えられていない地形、すなわちミスチーフ礁に巨大な基地を建設した。今そこに艦船を派遣することによって、米国は、基地がどんなに大きくなる可能性があつても、中国が海洋主権行使することができないことを中国に示している。⁵

これらの作戦により、ワシントンは、ジェームズ・ケーブル（James Cable）が「決定的な」シーパワーの使用と呼称したものを使っている。米国は、中国の権益の主張に関係なく、海洋の自由（実際には、すべての海洋国家の海洋の自由）を主張するために一方的に行動する、これによつて北京を受動的な立場にさせる。中国は暴力的に反応する可能性があり、または黙認する可能性もある。

この厳しい選択に直面して、北京は第三の選択肢、すなわちグレーディング支配を開拓した。中国海警局と民兵部隊は米国の艦船を追跡し、彼らが退去することを強要し、また時には物理的に彼らの航行を妨げることさえある。2016年12月には、中国海軍艦船がサービスック湾の北西50海里の国際水域で、米国の水中グライダーを捕獲さえした。依然としてこれらの事件は例外事案のままであり、国際法が認めるところではどこでも、航行し、飛行し、また作戦を行うことを米国が決意することを沮喪させることに完全に失敗した。

それにもかかわらず、この状態で満足すべきものではない。米国の『2017年国家安全保障戦略』で強調されているように、中国は米国との「継続的な競争」（完全に「平和」でも「戦争」でもない）に取

り組んでいる。⁷ 北京は過度の権益の主張を放棄していない。実際、スプラトリー諸島に直線的な基線を引くような南シナ海を「管轄化」するためのさらなる一步を踏み込むならば、海上での衝突の可能性が劇的

失敗した。

それにもかかわらず、この状態で満足すべきものではない。米国の『2017年国家安全保障戦略』で強調されているように、中国は米国との「継続的な競争」（完全に「平和」でも「戦争」でもない）に取り組んでいる。北京は過度の権益の主張を放棄していない。実際、スプラトリー諸島に直線的な基線を引くような南シナ海を「管轄化」するためのさらなる一步を踏み込むならば、海上での衝突の可能性が劇的に高まる可能性がある。海洋の自由を確保するには、ワシントンがさらなる措置を講じることが要求される。

第一に、米国は中国のグレーボーン部隊の危険な行動、特に海上での米国艦船の主な敵対者である中国海上民兵の危険な行動を公表しなければならない。戦略的主導権を維持するために、米国は中国の行動に対する認知度を示す必要がある。調整された通信手段を通して、米国はそれを抑止することを明確に示さなければならない。⁷ 適切な拒否力はない。すなわち、中国の海上法執行部隊は明らかに国家機関であり、その性質は次第に準軍事的なものとなっている。中国海上民兵は、中国政府が支援する活動を実施するためには直接的な軍の指揮系統下で活動する、国が組織し、計画しました統制する部隊である。具体的には、米国海軍は中国のグレーボーン部隊の今現在の真の本質についての情報を公表するためのそれらに関する一連の広報資料と、米国を侵略者と呼ぼうとする危険性のあるあらゆる中国の広報資料にも機先を制することで確実にするための危機対応パッケージの双方を作成し実行する必要がある。

第二に、中国の3つの海軍（海軍／海警局／海上民兵）は人民解放軍、人民武装警察、および民兵のそれぞれ一部であるため、米国はそれらと総体的に対処しなければならない。首尾一貫し調整された戦略的対応の一環として、ワシントンは中国の準海軍部隊の行動と活動を中国海軍との相互連携に関連付ける必要がある。中国海軍は、海警局や海上民兵の「悪い警察官」（中国海軍が訓練している）が異なる行動基準に固守しているので、海軍外交の「よい警官」として名声と最良の実績を持つ米国海軍と簡単に同等と見なされることを許されることは許されない。

米国は次の事項を公的にも私的にも北京に伝えなければならない。すなわち、今後、米国は、中国海上民兵を含む3つの中国の海軍が、「海上における衝突の予防のための国際規則」およびその他の航路の普遍的規則を含み、米国海軍が遵守している国際的に認められた法、船員、および通信に関する標準に従うことを期待している。安全と事故回避のために、中国の海警局と海上民兵は、中国海軍が明確に約束しているのと同じ「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」を遵守することが期待されるべきである。また、米国は健全な航路法規を用いて、拘束力のある地域行動規範を推進し続けるべきである。この分野におけるどのような中国の協力不履行も米国が将来招待するリム・パック演習のような中国海軍が重視する活動の明確なボトムアップ見直しの引き金にすべきである。

第三に、米国は明確な能力を維持し、中国のグレーボーン部隊が米軍の正当な活動を妨害する能力を拒否することを決意しなければならない。ワシントンは、どのような米国政府の艦船の安全性、作戦、または任務の遂行を妨げる、またはそれを危うくしようとするどのような試みも簡単に許容するものではないことを疑いなく明確にしなければならない。米国当局は、容認できない中国の行動がもたらす結果を明確に伝えなければならない。同時に米軍は、これらの警告が失敗した場合に実効的に対応できるように、戦術的なレベルで中国の準海軍部隊に対抗するための非致死的な選択肢の開発に努めるべきである。

最後に、米国は、交戦規定の強化を検討し、この意図を中国に伝えるべきである。これには2つの目的を果たすだろう。それは、特定の中国の行動が逆効果であることを明らかにすることによって、中国のグレーボーン部隊の使用を抑止するであろう。さらに、米国は艦長に中国のグレーボーン侵攻から艦船を守るために必要な権限を与えるであろう。ジョナサン・オドムが第4章で明らかにしているように、国連憲章、国際法、および国家慣習は、要員自身の本質に基づくよりも人的行動の本質に基づくものを武力の行

使または武力攻撃として正当化すると規定している。米国は、容認できない中国の行動が交戦規定を始動させること、嫌がらせや妨害が脅威の除去または無力化の引き金となること、また破壊的な活動を断念す

レーボーン部隊の使用を抑止するであろう。さらに、米国は艦長に中国のグレーボーン侵攻から艦船を守るために必要な権限を与えるであろう。ジョナサン・オドムが第4章で明らかにしているように、国連憲章、国際法、および国家慣行は、要員自身の本質に基づくよりも人的行動の本質に基づくものを武力の行

使または武力攻撃として正当化すると規定している。米国は、容認できない中国の行動が交戦規定を始動させること、嫌がらせや妨害が脅威の除去または無力化の引き金となること、また破壊的な活動を断念するよう¹⁰にといふ米国海軍の艦船による繰り返しの警告を無視するどのような要素も致死的な武力行使となる可能性があることを明白にすべきである。さらに、上級指揮官および文民当局は、どのような危機にも先行して既存の交戦規定およびその他の権限を見直すべきである。

同盟国の海洋権益を守る

本書で論じられている中国のグレーボーン活動の大部分は、米国の海洋の自由を直接的には含んでいない。むしろ、それらは、はるかに弱く、グレーボーンにおける挑戦を失っている近隣諸国の海洋権益に対して中国は侵害している。ここで中国は自國の決定的な行動で大きな前進を遂げている。中国は自國の権益がそこに存在することを主張するために他国の主権水域に巡視船を派遣している。中国は他国のEEZにおいて海洋資源を活用する自國の権益を主張するために調査船と漁船に権限を与え、また中国は自國の水域での外国船の正当な活動に嫌がらせをするために法執行機関と民兵を派遣している。

米国は北京の無理強い行為からまつたく超然として無関係とはいられない。米国は自國の同盟国とパートナー国を救済しようとしている。しかし、他国の海洋権益を支援する場合、ワシントンはグレーボーン策略に対してもつとも脆弱なツール、すなわち強制外交に大部分依存してきた。¹¹ 米国の外交官は、何らかのレッドラインを越えた場合、中国の対応者に警告する。その間、米軍は援護または脅威を具体化するため紛争地域に部隊を派遣する。

マイケル・マザールが指摘するように、強制外交は米国が目的とするもつとも重要ないくつかを達成することができる。強制外交によつて、2014年にセカンド・トーマス礁の中国による海上封鎖を強要しないよう中国を説得した可能性が高い。それはおそらく2013年初頭の尖閣諸島周辺のより過大にエスカレートした中国の活動を抑止した。また2016年にスカボロー礁を開発させないように中国を説得するのに役立つた可能性がある。しかし、グレーゼン闘争の本質のため、強制外交では中国の海洋拡張の要素の大部分を止めることはできない。

同盟国およびパートナー国を支援する場合、米国はシーパワーの決定的な使用をほぼまつたくと言つていよいほど避けてはいる。すなわち、米国は他国が自国の正当な海洋権益を主張するのを直接的に支援することはめったにない。米国は彼らに装備を提供し、また情報（インテリジェンス）を共有するが、米軍は一般的に彼らと一緒に最前線に立つことはない。ワシントンがグレーゼンで中国に対する同盟の損失を食い止めるのを支援するためには、米国は変わらなければならないであろう。

東シナ海および南シナ海において決定的に行動する

同盟国が北京の拡大に対抗するために役立つ政策を米国が立案する場合、米軍は脅威を伝えるよりもさらに多くのことをすることができる。海上で中国と対抗している同盟国を支援するための能力構築または他の間接的な取り組みは非常に重要であるが、米軍はそのような行動に限定されるものではない。この対決事案が米国にとって重要であるならば、米軍は同盟国が自国の海洋権益を擁護するのに役立ち、紛争のどのような解決も中国の威嚇よりもむしろ平和的、すなわち合法的な手段によるものであることを確実に

するためにさらに多くの直接的な役割を果たさなければならない。すなわち、また米国のシーパワーも戦争と平和の罰のグレーゼン

行動

力
それら
を使うこ
と

それら
を使うこ
と

それら
を使うこ
と

訴するの
警察船
二。

動すること
企業を告
同盟国に
すること。
を実施す

他の間接的な取り組みは非常に重要なが、米軍はそのような行動に陥るのではない。このた
決事案が米国にとって重要であるならば、米軍は同盟国が自国の海洋権益を擁護するのに役立つ、紛争の
どのような解決も中国の威嚇よりもむしろ平和的、すなわち合法的な手段によるものであることを確実に

するためにさらに多くの直接的な役割を果たさなければならない。すなわち、また米国の
シーパワーも戦争と平和の間のグレーゾーン
領域において「決定的」な形態で使用されなければならぬ。¹²

それはどのようなものであろうか。中国が
合法的に領土を主張するために航行する同盟
国を威圧するとき、米国海軍の艦船は同盟國
船舶に随伴することもあり得る。中国の海警
局部隊が合法的に権益の主張されている海域
で日本やフィリピンの漁民や調査団に嫌がら
せをしたとき、米国は彼らを保護するために
軍艦を派遣することが可能である。中国の漁
民がフィリピンの管轄海域で魚、ウミガメ、
および巨大アサリを密猟するとき、米軍が彼
らを捕まえるのに役立つこともあり得る。図
表C-1は、同盟国が彼らの正当な海洋権益
を主張するのに役立つために米国がとる可能
性のある一連の決定的な行動を概説している。

図表 C-1 同盟国の海洋権益を主張するための「決定的」な米国の行動

同盟国の海洋権益	「決定的」な米国の行動
自国の沖合の岩礁とサンゴ礁に対する主権のアクセス	同盟国の船舶の護衛。必要ならば、それらを保護するために非致死的な手段を使うこと。
自国の水域内で漁業を行う主権	同盟国の船舶の護衛。必要ならば、それらを保護するために非致死的な手段を使うこと。
自国の水域で海底資源を調査しまた活用する主権	同盟国の船舶の護衛。必要ならば、それらを保護するために非致死的な手段を使うこと。
自国の水域内で密漁を防ぐための主権	同盟国が中国の密漁者を逮捕し告訴するのに役立つこと。すなわち、同盟国の警察船を中国の嫌がらせから保護すること。
自国の海底資源の外国の窃取から保護する国権	同盟国が、自国の水域で不法に活動することに関して中国船舶を臨検しまた中国企業を告訴するのに役立つこと。すなわち、同盟国の警察船を中国の嫌がらせから保護すること。
自国の水域で軍事演習を実施する主権	同盟国の水域で同盟国と共同演習を実施すること。

米軍は、決定的な行動のためにグレーボーンのドクトリンを策定する必要がある。ほとんどの場合、米国海軍の水上戦闘艦のプレゼンスさえあれば、ならず者を湾に封鎖してしまったのに十分なはずである。しかし、エスカレーショントラダーには他にも多くの段階がある。必要に応じて、激突や衝突（中国の準海軍部隊が威圧的な効果で使用してきた技法）も、同様に米国の艦船で採用することができる。また音波装置や放水砲などの他の非致死的手段も新しいツールボックス内に入れることも可能である。必要に応じて、米国要員も自分自身と彼らの艦船を致死的武力で守る準備をしておくべきである。

確かに、中国の巨大で多様な一連のグレーボンツールと、米国が自由に使えるアセットとの間には不一致（ピーターダットンの用語、すなわち、非対称を使用すると）がある。中国のホワイト・ハルやブルー・ハルと米国のグレー・ハルが対立すると、米国は侵略者として扱われるリスクがあり得る。しかし、最終的には、そのリスクは状況によるものであろう。国家の性格を悪として反映するのではなく、米国の駆逐艦がフィリピンの漁民が自国の水域で活動しているときに見守っているというイメージは、米国を大事なもの、すなわち自国の約束に対する忠実である国、また国際公共財の重要な部分における国際規則に基づく秩序の保証人として言葉で表現するであろう。

しかし、同盟国が合法的に権益を主張している海域での不法な中華人民共和国の活動に対抗することになるとき、武力構成の非対称性が問題提起することができるのである。そのような強制行動は、無防備な中国の漁民をいじめている米国の軍艦というイメージを醸し出すリスクを招きかねない。別の方針として、米国海軍はフィリピンの法執行部隊と一緒に航行し、彼らを中国の準海軍の威嚇から守ることができる。また、米国沿岸警備隊（USCG）の役割もここにはある。米軍の重要な構成要素として、米国沿岸警備隊に、フィリピンがその管轄区域内で秩序を維持するのに役立つために適切に資金を供給され、権限を与えられるべきである。米国沿岸警備隊のシップライダー・プログラムでは、他国が手に負えない密猟やその

国海軍はフィリピンの法執行部隊と一緒に航行し、彼らを中国の準海軍の威嚇から守ることができる。また、米国沿岸警備隊（U S C G）の役割もここにはある。米軍の重要な構成要素として、米国沿岸警備隊に、フィリピンがその管轄区域内で秩序を維持するのに役立つために適切に資金を供給され、権限を与え

らるべきである。米国沿岸警備隊のシップライダー・プログラムでは、他国が手に負えない密猟やその他不法行為に対処するのに役立つサービスの事例がすでに盛り込まれている。

要するに、2006年以来中国が得た利益をロールバックするには遅すぎるかもしれないが、米国は自國の同盟国が中国の拡張を防ぐのを支援することができる。¹³ 米国は、（できるところでは）抑止演習との組み合わせによつてこれを行うことができ、また同盟国が自國の合法的な海洋権益を主張するのを支援するためには決定的な形態での米国のシー・パワーを行使できる。武井智久が第14章で示しているように、これらの作戦は彼が「予備的活動」と呼ぶものである中国の拡張の新しい軸に対応して直ちに発動すべきである。ボニー・グレイザーとマシュー・フナイオーレは、これらの予備的活動が南シナ海でどのような形で現れる可能性があるかを示す素晴らしい仕事を行った。山本勝也も東シナ海について同じことを行つた。しかし、やるべきことはまだたくさんある。

リスク評価

より直接的な米国との関与に関する批判では、ワシントンが東アジアの海洋紛争において直接立ち向かうための資源を欠いているという反論があるかもしれない。これは正当な懸念である。結局のところ、北京は何百という海警局の船舶とおそらく何千隻という自由に使える民兵用船舶を持つている。いつでも、米国は利用可能なわずかな海軍艦艇、1～2隻の沿岸警備隊の巡視船を持っているだけであり、海上民兵は持っていない。しかし、これらの数値はグレーゾーンの戦力均衡を正確に反映するものではない。

中国の準海軍部隊は非常に忙しい。「海洋権益擁護」以外にも、中国の海警局員は実行すべき多くの合法

的な任務を持つている。ほとんどの中国の民兵にとって、漁業は彼らの最優先の仕事である。東シナ海と南シナ海で新しい拠点をすべて維持するため、北京は常時海上で多数の船舶を必要としている。これら2つはともに艦隊に重い負担をかけ、多大の失費となる。さらに、海洋石油981事件が示しているように、1つの難しい局面では何十隻もの船をそれに張り付けることになる。

米国とその同盟国は、伝統的な武力紛争のように勝利する必要はない。彼らが実施する必要があるのは、中国の拡張に正々堂々と抵抗することであり、それにより北京がその権益の主張を国際法と一致させ、それらを追求するためのより穏やかな手段を採用することを決定させることである。最終的には、その目標は中国の利益がより協調的なアプローチによってよりよく達成されることを中国に認識させることである。

短期的には、中国はより積極的にグレーディング行動を起こすかもしれない。しかし、中国のどのような対応の強さにも特有の制約がある。すなわち、それが安全であるためには、中国は近隣諸国と合理的にうまくやっていく必要がある。北京は、ASEAN諸国や主要な貿易相手国からの圧力に敏感である。中国があまりにも積極的に行動するならば、中国は相手国をライバルの大國の陣営に追い込むであろう。この見通しは、最終的には中国に手心を加えることを強いるであろう。

北京は戦争を望んでいない。紛争は、40年にわたる進歩を危うくし、中国国家の「偉大な復興」を狂わせるリスクがある。北京は、はるかに弱い国々にできえ、慎重に武力紛争を避けてきた。2016年のインドネシアの中国漁民に対する武力行使への中国の弱々しい対応に注目すべきである。2014年の海洋石油981に対するベトナムの攻撃に直面した中国の抑制を考慮しよう。中国は確かに米国との対立を望んでいない。さらに、大国間の戦争は、特に核兵器時代において、海上での事件によって始まるることはない。これは冷戦の重要な教訓の一つであり、米軍とソ連軍は海上および水中で恒常的に「塗装落とし（舷舷接触）」を行っていた。したがって、米国とその同盟国は、リスクに対するより高い許容度を受け入れることができる、また受け入れるべきである。

い。これは冷戦の重要な教訓の一つであり、米軍とソ連軍は海上および水中で恒常的に「塗装落とし（舷舷接触）」を行っていた。したがって、米国とその同盟国は、リスクに対するより高い許容度を受け入れることができる、また受け入れるべきである。

石油981に対するベトナムの攻撃に直面した中国の抑制を考慮しよう。中国は確かに米国との対立を望んでいない。さらに、大国間の戦争は、特に核兵器時代において、海上での事件によって始まることはな

い。これは冷戦の重要な教訓の一つであり、米軍とソ連軍は海上および水中で恒常的に「塗装落とし（舷接触）」を行っていた。したがって、米国とその同盟国は、リスクに対するより高い許容度を受け入れることができ、また受け入れるべきである。

米軍は、ワシントンがその東アジアの同盟国を支援するために活用することができる国力の一つの手段であるが、軍事的手段はあらゆる成功戦略の中心に位置するであろう。強制外交だけでは、同盟国に必要な支援を与えることはできない。米軍、特にその海上軍事組織は、あまりにも長い間中国の拡張の主体に対しても立ち向かってきた米国の同盟国の海洋権益の主張を支援するために、直接働くことができ、またそうするべきである。そうすることにより初めて、北京がグレーゾーンで徐々に勝利するのを妨げる、すなわち近隣諸国、海洋の自由という米国の利益、また万人の利益のために国際制度を引き受ける法律が犠牲になってしまふことを妨げができるのである。

- 36 Thomas Rid, "Deterrence beyond the State: The Israeli Experience," *Contemporary Security Policy* 3, no. 1 (2012): 138–40.

第16章

- 1 ここで、私は、2016年7月12日の仲裁裁判所の最終的かつ拘束力のある判決を下して、法で和解させた。
- 2 Brantly Womack, *China and Vietnam: Politics of Asymmetry* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006), 26–28.
- 3 説明と写真は、後で <http://club.mil.news.sina.com.cn> で公開された。
- 4 Bill Hayton, *The South China Sea: The Struggle for Power in Asia* (New Haven, CT: Yale University Press, 2014), 137–38.
- 5 ベトナムと旧ソ連は1978年11月4日に「ベトナムまたはソ連が攻撃の対象または攻撃の脅威となった場合、両国の平和と安全を確保するためにその脅威を排除することおよび実効的な対策をとることを目的として直ちに相互の協議を開始する」と規定した条約に署名した。中国は3ヶ月後の1979年2月17日にベトナムに侵入した。ソ連はベトナムに情報と兵站の援助を提供したが直接の支援は提供しなかった。北京の宣伝は、モスクワがハノイへの約束を破ったことを激しく指摘した。
- 6 『CIA World Factbook』によると、フィリピンの人口は1億4,030万人、国内総生産(GDP)は8,063億ドル(購買力平価[PPP])、また1人当たりGDPは7,700ドルである。次を参照されたい。<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/rp.html> ベトナムの人口は9,620万人、GDPは5,950億ドル(PPP)、また1人当たりGDPは6,400ドルである。次を参照されたい。<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/vn.html>
- 7 1995年6月16日に、米国国防総省国際安全保障情勢担当次官であるジョセフ・ナイは、スプラトリー諸島近傍のシーレーンの自由に関する米国の権益を主張する声明を発表した。米太平洋軍司令官ジョセフ・ブルー(A Joseph Prueher)大将は、1997年5月20

日に、フィデル・ラモス大統領のスプラトリー諸島への支援に対する懇願の文脈で、米国はスビック湾の施設への帰還を検討していると述べ、1998年12月に、彼は米国がスプラトリー諸島の動向を注意深く監視していると述べた。

- 8 海軍による漁業規則の施行は、広範囲にわたる海洋規範である。タイ、マレーシア、およびインドネシアは、自国の海軍が自国の生きている海洋資源を規制することを可能にする東アジア諸国の中の一部である。オーストラリアやニュージーランドのような多くの小規模先進国もそうしている。米国では、国立海洋漁業サービス特別機関は、漁業法を施行するが、米国沿岸警備隊はまた、漁業執行権限を有し、またタイトル14米国規範第1部(正規の沿岸警備隊)は、米国沿岸警備隊が「常に米国の軍種および全軍の一部門」であることを明らかにしている。
- 9 2013年にフィリピン海軍士官によって著者に中継された。
- 10 王新艺 [Wang Xinyi], "Changes in China's Maritime Rights Protection Model," *现代海军 [Modern Navy]* 8 (August 2011): 60–61.
- 11 黄胜友 [Huang Shengyou], "南沙日记: 随中国海监船近距拍摄被占岛礁(组图)" ["Photographic Diary of a Cruise to the South China Sea"], *现代舰船 [Modern Ships]* (July 2010), http://bbs.tiexue.net/post_4373889_1.html.
- 12 PRC foreign ministry spokesman Gang Yangsheng, daily press conference, Foreign Ministry of the People's Republic of China, April 26, 2012.
- 13 United Nations Convention on Law of the Sea, art. 6.
- 14 National Geospatial-Intelligence Agency chart 91004; Scarborough Shoal (South China Sea).

結論

- 1 本章の著者の貢献を利用して、編集者は今や政策立案者が可能な選択肢を評価し、それらの費用と便益を比較検討するのに役立つように設計された可能性のある提案を提供する。我々が説明するように、北京のグレー

・プラリー
で、米国
検討してい
米国がスプ
視している

範囲にわ
ーシア、お
ば自国の生
を可能にす
る。オース
トロイの小
では、國
漁業法を
た、漁業
米国規範
米国沿岸
全軍の一
る。
って著者に

China's
'現代海軍
-61.
記：隨
図)"
the South
ps] (July
73889_1.

ing
oreign
China,

of the Sea,

ency chart
hina Sea).

集者は今
価し、そ
のに役立
提案を提供
のグレー

ゾーン拡張主義に対する更なる対応を怠ることはそれ自体が選択肢（たとえ重大な害のある影響を持つ選択肢でも）である。ここで提案されているものは、どのような章の著者の個人的な見解、あるいは米国海軍やその他の米国政府の組織の方針や見積もりを表すものではない。

- 2 ここでは、我々は利用者国に対して保証されている海洋および空中のすべての権利、自由、および合法的使用を含める「海洋の自由」を定義する。この自由は、国連海洋法条約および慣習的な国際法に基づいている。
- 3 ここでは、我々は領海内の沿岸国に保証されている主権と、そのEEZ内の沿岸国に保証されている主権の資源開拓の権利（たとえば、魚、石油、天然ガス、および鉱物）の両方を含める「海洋権益」を定義する。これらの権利は、国連海洋法条約および慣習的な国際法に基づいている。
- 4 航行の自由作戦（FONOP）と「航行の自由を行なうための日常的な活動」との違いは、次の文献で強調されている。Peter A. Dutton and Isaac B. Kardon, "Forget the FONOPS—Just Fly, Sail and Operate Wherever International Law Allows," *Lawfare Blog*, June 10, 2017, www.lawfareblog.com/forget-fonops-just-fly-sail-and-operate-wherever-international-law-allows.
- 5 米国は、2017年5月にこのような任務を遂行した。Idrees Ali and David Brunnstrom, "U.S. Warship Drill Meant to Defy China's Claim over Artificial Island: Officials," *Reuters*, May 24, 2017, www.reuters.com/article/us-usa-southchinasea-navy/u-s-warship-drill-meant-to-defy-chinas-claim-over-artificial-island-officials-idUSKBN18K353; *Annual Freedom of Navigation Report, Fiscal Year 2017* (Arlington, VA: U.S. Department of Defense, January 19, 2018), 3, <http://policy.defense.gov/Portals/11/FY17%20DOD%20FON%20Report.pdf?ver=2018-01-19-163418-053>.
- 6 「決定的」な行動は一方的に国家間の不一致を解決し、それによって既成事実を作り上げる。James Cable, *Gunboat Diplomacy 1919–1991: Political Applications of Limited*

Naval Force, 3rd ed. (New York: St. Martin's Press, 1994), 15–33.

- 7 *National Security Strategy of the United States of America* (Washington, DC: White House, December 2017), 28, www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905.pdf.
- 8 中国の対話者が最初にこれらの問題について討議することを知らないか却下したとしても、彼らは米国のメッセージを北京に持ち帰るであろう。これらのメッセージは、「我々はあなたのゲームに対して賢明である」ということから始めて、「アクセスを確実にして平和を維持するための我々の法的な取り組みを止めることはないであろう」に移り、明確で一貫していなければならない。中国海上民兵の使用に関する十分に実証された事実に反して知らないと宣言し続けることは、二国間の海軍関係についての中国の真剣さの欠如および支持の欠如と見なされるべきである。
- 9 南シナ海および他の中国の行動を引用して、米国政府は2018年にリムパック演習から中国海軍を除外することを決定した。Megan Eckstein, "China Disinvited from Participating in 2018 RIMPAC Exercise," *USNI News*, May 23, 2018, <https://news.usni.org/2018/05/23/china-disinvited-participating-2018-rimpac-exercise>.
- 10 中国海上民兵と中国海警局の艦船が紛争時に海軍補助部隊または戦闘員と一致する役割と任務を引き受ける程度まで、それらは目標設定可能である。
- 11 我々は、「強制外交」を他国の政策決定に影響を及ぼすための脅威の利用と定義する。
- 12 米国の政策立案者は、ワシントンは同盟国が守るのに役立つ意思がある海洋権益についての立場をとるべきである。東シナ海では、米国はすでに尖閣諸島の日本の支配とそれらの島々への日米相互安全保障条約第5条の適用可能性を認識することを約束してきた。しかし、南シナ海では、米国は、米日相互防衛条約の適用可能性について、約束していない。これには、この条約がフィリピンの占有している地形とフィリピン本土沿岸に由来するEEZに適用されるかどうかが含

Serious-about-Strategy-in-the-South-China-.
aspx.

まれる。第一に、米国は、国連海洋法条約および裁判所の判決に基づいて、セカンド・トーマス礁周辺の EEZ の部分を含めて、フィリピンがその EEZ 内での主権を擁護するのに役立つことを約束するべきであると我々は確信している。低潮高地として、セカンド・トーマス礁は占領または他の手段によっては領有できない地形である。フィリピンは仲裁事案で論じたように、「それは陸の領土ではない」と主張した。代わりに、フィリピンは「それは EEZ の一部およびフィリピンの大陸棚である」と主張した。したがって、「そのような地形の主権を確保する占領または支配の手段はない」。この裁判所は、セカンド・トーマス礁は低潮高地であり、「それだけではそれ自体の海洋水域に対する権利を与えない」との判断を下した。第二に、ワシントンはセカンド・トーマス礁がすでに占有しているマニラの紛争陸地の地形（「岩礁」）に対するアクセス権を支持すべきである。第三に、米国はフィリピンの伝統的な漁業権を守ることを約束すべきであると我々は確信している。これには、裁判所の判決にスカボロー礁へのアクセス権が含まれていた。これらの約束は無条件であってはならない。その代わりに、東京とマニラは、自国の正当な主張を支持することにおいて主導権を握らなければならぬ。日本はこの基準を確実に満たしていない。フィリピンは現在満たしていない。本章で論じた政策選択肢を採用するというどのような決定も、自国の海洋権益を擁護するというフィリピンのより大きな約束に基づかせるべきであると我々は確信している。次の文献を参照されたい。PCA Case No. 2013-19, July 12, 2016, <https://pca-cpa.org/wp-content/uploads/sites/175/2016/07/PH-CN-20160712-Award.pdf>.

- 13 中国の海洋拡張に対処するためのさまざまなアプローチの利点についての有用な議論については、次を参照されたい。Hal Brands and Zack Cooper, “Getting Serious about Strategy in the South China Sea,” *Naval War College Review* 71, no. 1 (Winter 2018): 13–32, <https://usnwc2.usnwc.edu/getattachment/58a26082-b585-4147-820f-e34244d23591/Getting>.